

**「令和3年度インバウンド向け埼玉県観光動画制作・広告事業業務委託」
業務委託企画提案競技実施要項**

ポストコロナに向け、海外への魅力発信ツールとなる埼玉県観光動画を制作し、PRすることで、コロナ収束後の埼玉県の観光振興につなげる。

当事業の受託者を選定するため、令和3年度インバウンド向け埼玉県観光動画制作・広告事業業務委託に係る企画を下記のとおり募集する。

1 委託業務の内容

(1) 契約者

埼玉県知事（埼玉県産業労働部観光課）

(2) 業務名

令和3年度インバウンド向け埼玉県観光動画制作・広告事業業務委託

(3) 委託料

4,500,000円（上限）

※本業務の契約締結に係る上限額(消費税及び地方消費税相当額を含む)である。

(4) 委託期間

契約日から令和4年3月15日まで

2 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 日本で法人登記した法人であること。

(2) 過去3年間に国、日本政府観光局（JNTO）、地方公共団体、観光協会、DMO、民間企業と本事業と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

(3) 次のアからカまでのすべてに該当すること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

エ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

オ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

カ 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納

付すべき税金を滞納していない法人であること。

3 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業完了後とし、通貨は円とする。支払先銀行口座は日本国内に本店・在日支店を置く銀行口座とする。

4 スケジュール

令和3年9月17日（金）	公募開始（県ホームページ）
令和3年9月24日（金） 午後3時まで	質問の受付期限
令和3年9月28日（火）	質問に対する回答
令和3年10月1日（金） 午後3時まで	企画提案競技への参加申し込み
令和3年10月7日（木） 正午まで	企画提案書の提出期限（厳守）
令和3年10月18日（月）	企画提案競技結果通知

5 企画提案競技参加希望書の提出

本事業の業務委託の企画提案への参加を希望する場合は、あらかじめ「企画提案競技参加希望書（別紙様式1）」を提出すること。

（1）提出方法

持参又は郵送もしくはFAXとする。

<提出先>

埼玉県産業労働部観光課 インバウンド担当

（住所）〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

（電話）048-830-3953

（FAX）048-830-4819

※郵送は原則として書留とし、FAXの場合は必ず着信確認の電話をしてください。

※持参の場合、受付時間は平日の午前9時～午前11時30分、午後1時～午後5時です。

（2）提出期限

令和3年10月1日（金）まで（午後3時必着）

※持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません。

6 企画提案書等の提出

（1）提出期限

令和3年10月7日(木)まで(正午必着)

(2) 提出部数

5部(正本1部、副本4部)を下記(3)に留意して作成し、(4)の添付書類を添え末尾記載の連絡先に持参又は郵送すること。

※ 持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません。受付時間は、平日の午前9時～午前11時30分、午後1時～午後5時です。

※ 郵送の場合は配達証明とします。

(3) 作成留意事項

ア 企画提案書の様式は任意とするが、仕様書に基づきA4判・両面で作成すること。

イ 企画提案書の1ページ目(表紙)には、次の事項を記載すること。

(ア) 表題(令和3年度インバウンド向け埼玉県観光動画制作・広告事業業務委託企画提案書)

(イ) 応募者の住所、氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、E-Mailアドレス

ウ 企画提案書の2ページ目は「目次」とすること。

エ 企画提案書の3ページ目以降に記載する事項は、概ね次のとおりとすること。

(ア) 企画提案の理念と基本方針

(イ) 仕様書の各項目に沿った実施内容、方法及び各項目の目標数値

(ウ) 業務実施スケジュール

(エ) 業務実施体制

※ 埼玉県職員と綿密な打合せを随時行える体制を明記してください。

(オ) その他、必要と思われる事項

オ 提案書の作成に際しては、仕様書のどの項目に関する提案かを明確に記載すること。また、提案に当たっては、「仕様書の内容を具体化したもの」「独自で上乗せするもの」の区別が明確に判別できるようにすること。

(4) 添付書類

ア パンフレット等法人の概要(設立趣旨、事業内容・実績)が分かるもの

イ 委託料見積書の宛先は「埼玉県知事 大野元裕」とし、副本にもコピーを添付すること。

ウ 2(2)を証明する書類(契約書及び完了検査結果通知など履行を確認できるもの)の写し

エ 誓約書(別紙様式3)

(5) その他

ア 企画提案は、1提案者につき1提案に限るものとする。(複数の提案は不可)

イ 企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。

ウ 提出された応募書類は返却しない。また、応募書類の作成に係る経費は、提

案者の負担とする。

7 質問事項の受付

企画提案競技の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期限

令和3年9月24日（金）まで（午後3時必着）

(2) 受付方法

「企画提案競技に関する質問書（別紙様式2）」に記入の上、電子メール（a3950-10@pref.saitama.lg.jp）または、FAX（048-830-4819）で提出すること。FAXの場合は必ず着信確認を末尾記載の連絡先へ電話にて行うこと。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問を行った団体名等を伏せた上で、観光課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0806/index.html>）にて公開する。

なお、電話等による質問には、簡易なものを除き応じない。

8 契約先候補者の選定

(1) 決定方法

契約先候補者の選定に当たっては、提出された企画提案書等を、「業務委託に係る委託先企画提案競技審査委員会」において、審査委員が提案内容を総合的に審査し、評価が最も高かった提案者を契約先候補者として選定する。

審査に当たっては企画提案内容、業務実施能力、業務実施体制、見積額等に基づき総合的に評価する。

(2) 審査結果

文書で令和3年10月18日（月）に個別に通知する。なお、審査及び審査結果についての問い合わせには応じない。

9 契約の相手方の決定方法

県は、契約先候補者（審査の結果、総合点が最も高かった提案者とし、最高点が同点の場合は、最高点をつけた審査員の数が最も多い提案者とし、その数も同数の場合はくじで契約先候補者を決める。）と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴取し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

なお、契約先候補者が、業務履行に必要な能力を有しない場合や、委託料を超過することが企画提案競技後に発覚する等、実施に係る協議が整わない場合は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。以下同様の方法により、総合点が3番目に高かった者までが契約の相手方となる可能性を持つものとする。

10 企画提案書の情報公開

契約の相手方として決定した企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う。
また、情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案者の応募書類等の情報公開を行う場合がある。

11 その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する申込は無効とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- オ 「6（4）添付書類」に定める書類（法人の概要が分かるもの、委託料見積書、類似業務実績書類、誓約書）がないもの。
- カ 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの。
- キ 見積金額を訂正したもの。
- ク 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものまたはこれを訂正していない提出書類により参加申込をしたもの。

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取り消し

歳入歳出予算の当該金額に減額等があったとき等、緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

12 連絡先（応募書類等の提出先）

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1（埼玉県庁第二庁舎1階）

埼玉県産業労働部観光課 インバウンド担当

電話：048-830-3953 FAX：048-830-4819